

教員の懲戒処分について

本学教員による研究費の不正行為につき、国立大学法人香川大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行いましたので発表いたします。

1. 被処分教員の所属・役職等

自然生命科学系 助教（男性 30歳代）

2. 処分の年月日

平成26年9月22日（月）

3. 処分の内容

懲戒処分：諭旨解雇

4. 処分に係る事案の概要

被処分者は、所謂「カラ出張」を6年間もの長期にわたり繰り返し行い、研究費を不正に取得していた事実が明らかとなり、学内の所定の手続きを経て、この度、処分したものであります。

5. 処分の理由

この度の行為は、本学教員としての自覚と倫理観の欠如を原因として、本学の名誉及び信用を著しく損なうものであるため。

6. 処分の経緯

平成26年5月12日 公正研究委員会において不正行為の認定（委員会3回開催）

平成26年9月16日 人事審査委員会において処分案を決定（委員会6回開催）

平成26年9月19日 教育研究評議会において処分案を承認

平成26年9月22日 学長裁定により処分を決定

◇ 処分の公表に際して

この度の行為は、社会的にも厳しく批判される問題であり、許されるべき事ではなく、本学といたしましては、服務規律の一層の徹底を図り、信頼回復に努め、二度とこのような事態を招くことのないよう、役職員一同、より一層努力してまいる所存であります。